

2021年4月5日

**NITE 講座2020年度・後期「微生物遺伝資源・情報へのアクセスと産業基盤」
講演の際のご質問に対する回答への補足**

2021年3月24日に開催しました NITE 講座 2020 年度(後期)「微生物遺伝資源・情報へのアクセスと産業基盤」の中でいただきましたご質問に対して、一部、以下のとおり補足いたします。

演題1 「NITE 保有株の利用について」

1. (ご質問)利用条件についての質問です、利用者が改変した微生物については、どのような取り扱いになりますか。

回答の補足:

「生物遺伝資源の分譲と利用に関する同意書」第4条第1項において、*同意書等に記載された範囲で生物遺伝資源等を利用・廃棄する権利以外は与えられるものでないことについて同意した上で利用しなければならない。*とされており、この生物遺伝資源等には改変物も含まれます。したがって、改変物(変異株や遺伝子組換え体等)の利用も NBRC 株の利用に該当するため、「生物遺伝資源の分譲と利用に関する同意書」の内容の下、ご利用いただくこととなります。

改変物の利用にあたっては、その親株の利用条件が引き継がれます。改変物の親株の利用条件が U3(商業的利用(知的財産権の出願を含む)する場合は、寄託者と事前に協議し合意を得るものとする。)の場合、改変物を商業的利用する際は、親株の寄託者と事前協議し、合意が必要です。

参考

＜生物遺伝資源の分譲と利用に関する同意書＞

<https://www.nite.go.jp/nbrc/cultures/nbrc/order/gene.html>

＜寄託者により利用条件が付された微生物について＞

<https://www.nite.go.jp/nbrc/cultures/nbrc/order/regulation.html#section9>

また、作製した改変物は NBRC に寄託することが可能です。なお、寄託者により利用条件が付された菌株については、寄託の際は事前に親株の寄託者と協議し、確認を得てください。寄託の際、どの利用条件を選択するかについても親株の寄託者との協議の上で決めていただくこととなります。

2. (ご質問)NBRC 株の寄託にあたり、寄託者側で ABS 関連の確認作業が必要かどうか教えてください。

回答の補足:

NBRC では、生物多様性条約、名古屋議定書に則った対応をされた微生物の寄託を受け付けております。海外産の微生物の場合には、基本的には現地のカウンターパートナーから、もしくは共同で寄託して頂いています。寄託の際は、事前に原産国(提供国)と協議し、NBRC に寄託することへの許可や利用条件等の確認・了承を得た上で、寄託してください。また、必要に応じて ABS クリアリングハウスに問い合わせてください。

演題4「特許微生物寄託制度について」

1. (ご質問)特許出願以降、権利化の過程で特許が無効取下げと判定された場合の寄託微生物はどうなりますか。

回答の補足:

国内寄託は寄託者による取下げの申請がなければ、申請された期間保管されます。一方、国際寄託は、「ブダペスト条約」に30年間、さらに分譲請求があった場合は最新の請求の受領日から5年間保管するよう定められており、この期間は取り下げることができません。

2. (ご質問)RD 株を用いた発明の出願を行う際に NITE に寄託手続きを依頼する形になるかと思いますが、すでに他の方から NITE へ寄託依頼が行われている又は寄託済みでも追加で寄託が必要であるという認識で良いか。

回答の補足:

対象となる RD 株が NITE に特許寄託済みの場合であっても、同様に特許寄託の申請をお願いします。

NBRC が保有している RD 株の特許寄託は、NITE が手続きを行うこととなりますので、寄託を希望される場合はご相談ください。

3. 特許寄託株の分譲形態ですが、仮に分譲を受ける場合には寄託時の形態(アンプルや凍結品)のままですか。返送前に生育確認などを行われているかと思いますが、その培養カルチャーで分譲いただくことはできないか。

回答の補足:

分譲する微生物の標品形態についてのご要望はお受けしておりません。

以上。